入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

普通・当座

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。

		関係を有しないこ 広じて暴力団員等 とを同意します。							。 目治体が	官公署から
	(宛先) 大田区長	Ę.								
								年	月	日
		不動	産媒介業者等	等						
			(商号又に	上名称	k)					
			(代表者名	<u>1)</u>						印
			(所在地)	Ŧ						
			(担当者等	})	氏名			所	属	
			電話番号							
生せん	(暴力団員等と関係を 注活困窮者自立支援制 対団員等(暴力団員又 下業者等」でないこと	を有しないことので 制度に係る自治体 でなる	事務マニュア	ル第	7の	1 3	(3)	I. ①かい	ら9に該	変当する 「暴
)	\居者について 									
	s p が な 氏 名									
	生年月日		年	J	Ħ		日			
	同居状態		単 身	•	複	数	(名)		
	入居開始年月日	年	月日(年	月	日	までの	月	日間)
フ	 居している賃貸住	宅について								<u> </u>
	名 称									
	家賃							円		
>	^	<u> </u> :の支給額は、当該	(自治体にお	ける信	主宅技	夫助に	基づ		 度額:	 円)を
» »	上限とし、収入に 2 住居確保給及付 る賃借製管理費が 3 共立期借了要費が 4 契約間子の支払のでは があるが、 がいいが、 があるが、 があるが、 がいが、 がいが、 が	応じた額とする。 の対象となる賃貸 定期賃貸借契約に は住居確保給付金の ご期建物賃貸借契約 期間を記載するこ がクレジットカー	住宅の契約に限る。 の対象になら の対象になら りの場合に即 と ・ドや納付書: が法により賃ぎ と。 等を選択可能	につい なり、 払り、 いを 場	いてに た 入居 友 払 う は う は う は う に う に う に う に う は う は う は	は、借 、 家 い 開始 賃必 ま 、 上	き地借着 重にはの 等保証を にがあった。	家法によ 含めずに () 内 業者が受済 る場合は、 曷げる支持	り、保護 記載。 に、A居 に、者に代の よい方法	の対象とな 開始日から わって賃料 チェックボ は不可。
	方法に限定して	いる。								
		クレジットカード 更することができ								-
掂	長込口座		-							ı
	住居確保給付金	貸主又は貸主か	フリガナ							
	の振込先	ら委託を	口座名義							
		受けた事業者	金融機関							
		の振込口座	支店名							

口座種別 口座番号

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座 へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び住居確保給付金変更支給申請書(第12号様式(第11条関係))の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明 する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付「賃借人の フリカ・ナ	
住居確保給付 賃借人の	
金の振込先 振込口座 口座名義	
金融機関名	
支店名	
口座種別 普通・当座	
口座番号	

	年	月	日
氏名			
住所			
電話番号			

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を大田区 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第4号様式(第8条・第9条関係))、(第5号様式(第8条関係))」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(第4号様式(第8条・第9条関係))、(第5号様式(第8条関係))」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に 該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業 者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に 利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕